

資料3

令和4年7月20日(水)
全国健康保険協会大阪支部
評議会資料(第1回)

大阪支部の保健事業について



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

大阪府の健康課題

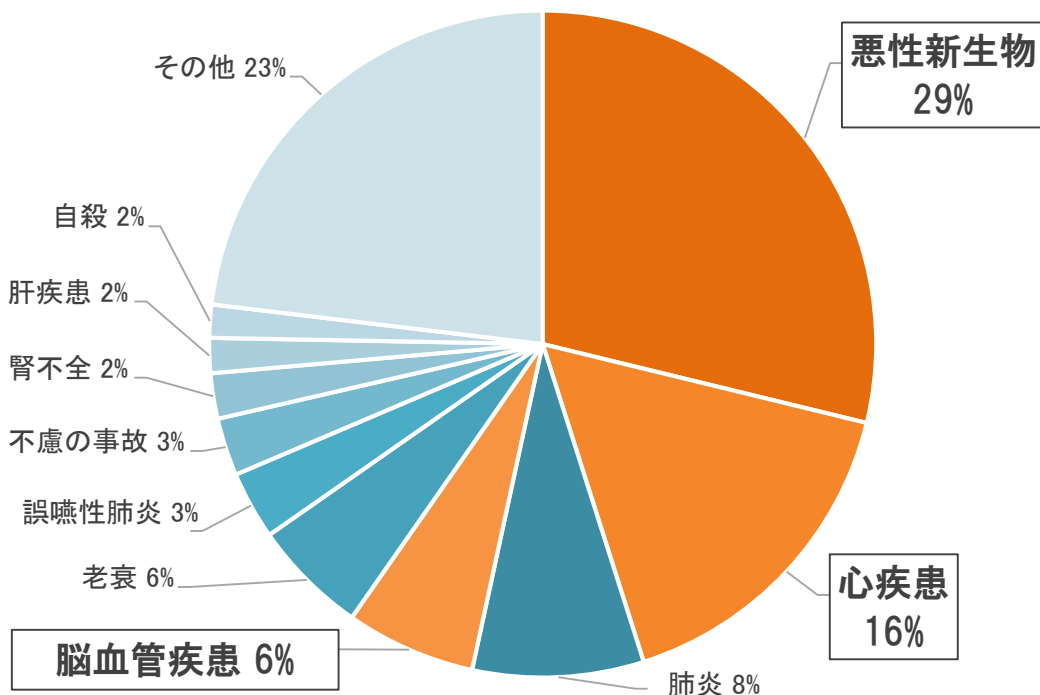
大阪府の健康課題

○悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患など、生活習慣と関わりの深い疾患が、主要死因の5割を超え、高齢者の要介護の原因にもなっていることから、これらの生活習慣病の発症の予防や、重症化による死亡を防ぐ早期発見・重症化予防の取組みが必要。

○府民の「平均寿命」、「健康寿命」は延びているが、依然、全国を下回る状況にあり、府民の不健康期間を短縮することが重要。

① 府民の死因の大半は生活習慣病

■ 主要死因別の割合（2018年・大阪府）



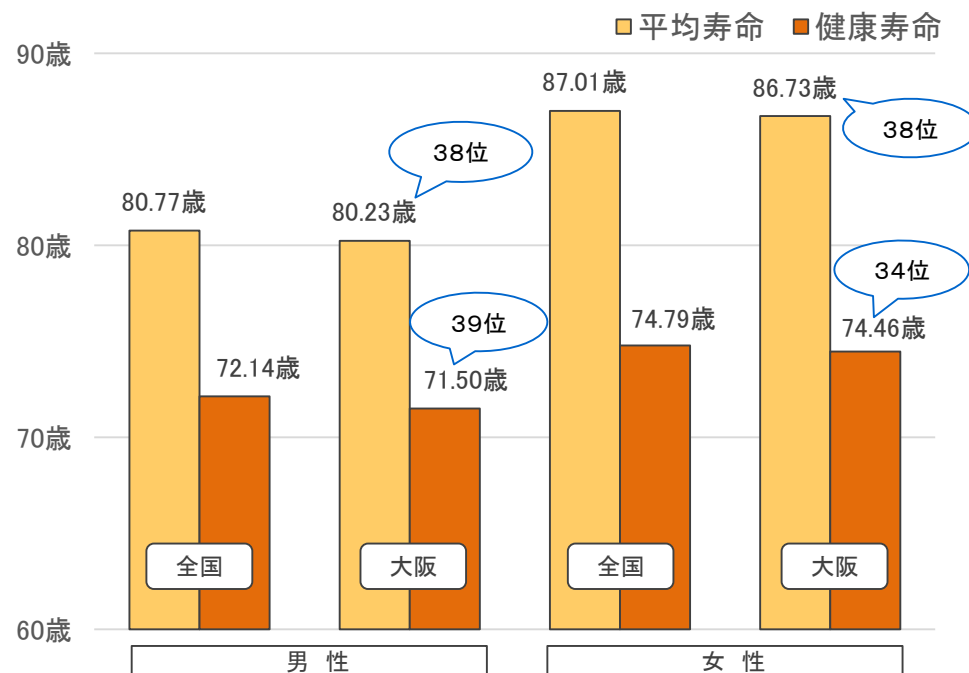
出典：人口動態統計「死因順位別に見た都道府県（特別区-指定都市再掲）」（厚生労働省）

出典：「第3次大阪府健康増進計画（2018年3月）」（大阪府）

② 平均寿命も健康寿命も全国低位

■ 平均寿命（2015年）と健康寿命（2016年）（全国・大阪府）

健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。

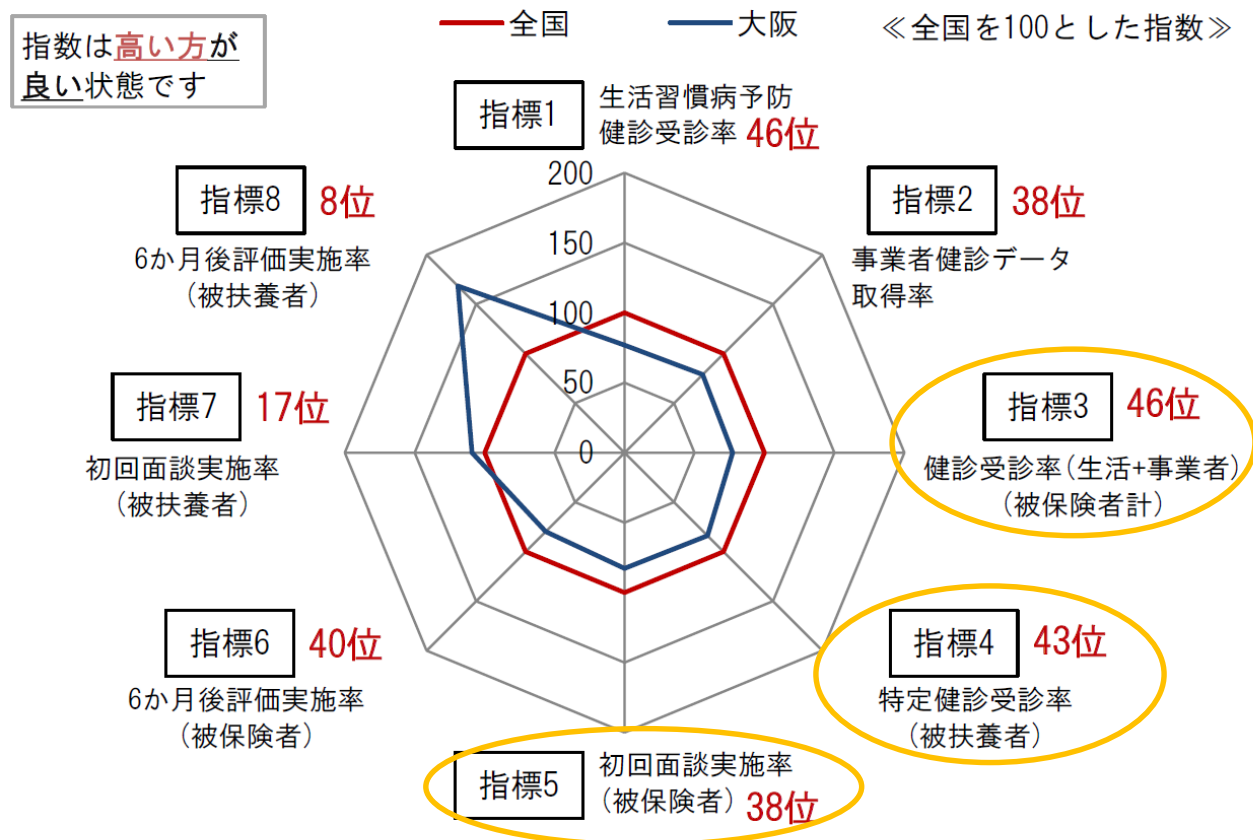


出典：厚生労働省

○被保険者の生活習慣病予防健診と被扶養者の特定健診の受診率は、全国より低い状況にあります。また、特定保健指導実施率についても、全国を下回っており、医療保険者別をみても、国民健康保険・協会けんぽともに、全国と比べて低い状況にあります。受診率向上の強化に取り組むことにより、日常の健康行動に起因する生活習慣病の予防、早期発見・治療を働きかけることが重要。

③ 協会けんぽの健診受診率・特定保健指導実施率

■ 健診受診率・特定保健指導実施率(2020年度)

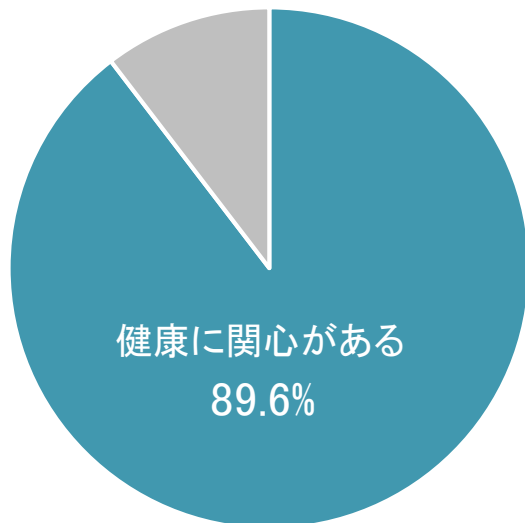


○「健康への関心」について、「関心がある層」が府民の約9割を占めています。健康に関心がある人の性・年齢別の割合では、15-29歳の男性で健康に関心がある人の割合が低い傾向にあり、80%を下回っています。

○健診、がん検診ともそれらを受けない理由は概ね同様でした。費用を心配している人が最も多いことがわかりました。受診方法がわからない人が10%弱いることもわかりました。また、大半の人が特に理由なく受診していませんでした。

① 健康に関心がある人

2015年度	2020年度
87.4% (18歳以上)	89.6% (20歳以上)



② 健診、がん検診を受けていない理由

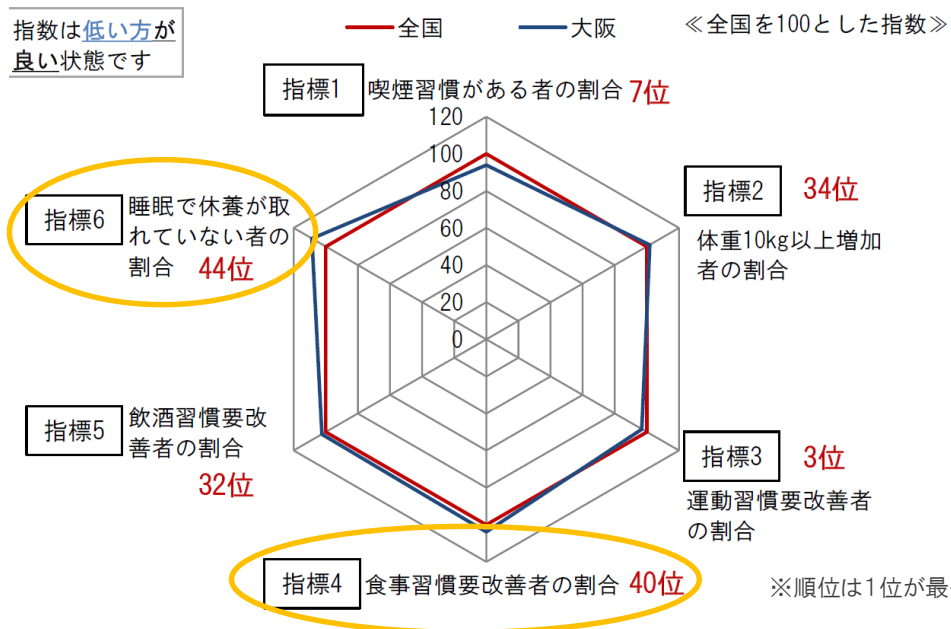
理由	健診	がん検診
新型コロナウイルスに感染することを危惧	10.3%	7.8%
健診・がん検診にかかる時間が長い	6.0%	5.1%
受診方法がわからない	7.0%	9.5%
医療機関を受診中	5.2%	2.9%
健診・がん検診そのものを知らない	0.8%	1.3%
受診する時間がない	6.6%	7.4%
費用がかかるため経済的に負担	17.7%	19.7%
健康状態に自信があり必要性を感じない	3.9%	5.0%
検査に伴う苦痛が不安	5.4%	5.2%
がん・病気が発見されるのが怖い	5.6%	5.6%
特に理由がない	57.9%	56.3%
その他	0.6%	1.3%

○協会けんぽの生活要改善者の割合では、男女共、「食事習慣要改善者の割合」と「睡眠で休養が取れていない者の割合」が全国より低い（悪い）状態であり、さらに女性は、「喫煙習慣がある者の割合」と「飲酒習慣要改善者の割合」が全国より低い（悪い）状態であることがわかりました。

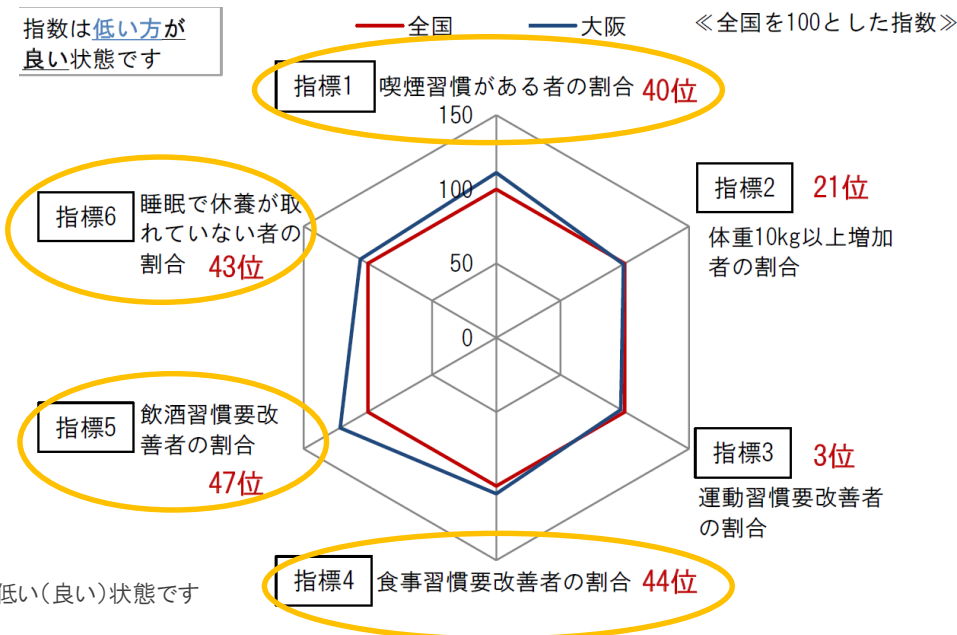
○朝食欠食の改善や栄養バランスのとれた食生活の実践や、十分な休養・睡眠の確保など、ライフステージを通じた健康行動を実践・定着させていく取組みの強化が必要です。また、生活習慣病のリスクを高める多量飲酒や習慣的喫煙に対する取組の強化を図るとともに、受動喫煙防止に向けた取組が求められます。

③ 協会けんぽの生活要改善者の割合（男女別）

■生活習慣病リスク保有者割合 男性（2020年度）



■生活習慣病リスク保有者割合 女性（2020年度）



大阪府の健康課題

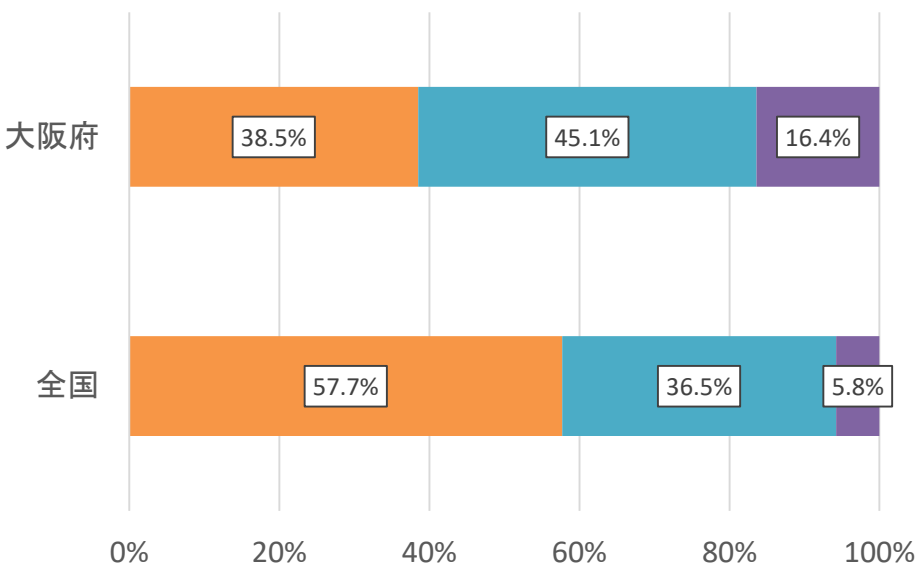
○栄養バランスのとれた食事とは、主食（ごはん・パン・麺等）・主菜（肉・魚・卵・大豆等）・副菜（野菜等）の3つがそろった食事です。こうした食事を1日2回以上、「ほとんど毎日食べる」府民は38.5%となっており、全国と比べて低い状況です。

○睡眠で休養がとれていない（あまりとれていない・まったくとれていない）府民が約2割を占め、年代別では40歳代・50歳代が3割を超えています。

① 栄養バランスのとれた食事

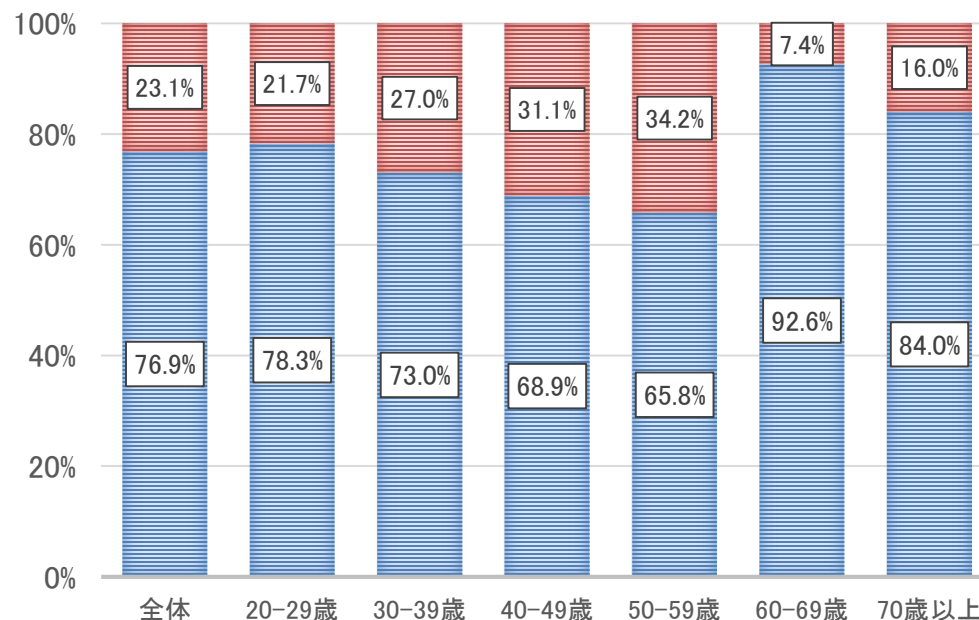
■主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる割合（20歳以上）（平成27年・大阪府・全国）

■ほとんど毎日食べる ■ 週2～5日食べる ■ ほとんど食べない



② 睡眠で休養がとれている状況（最近1か月間）

■あまりとれていない・まったくとれていない
■充分とれている・まあまあとれている

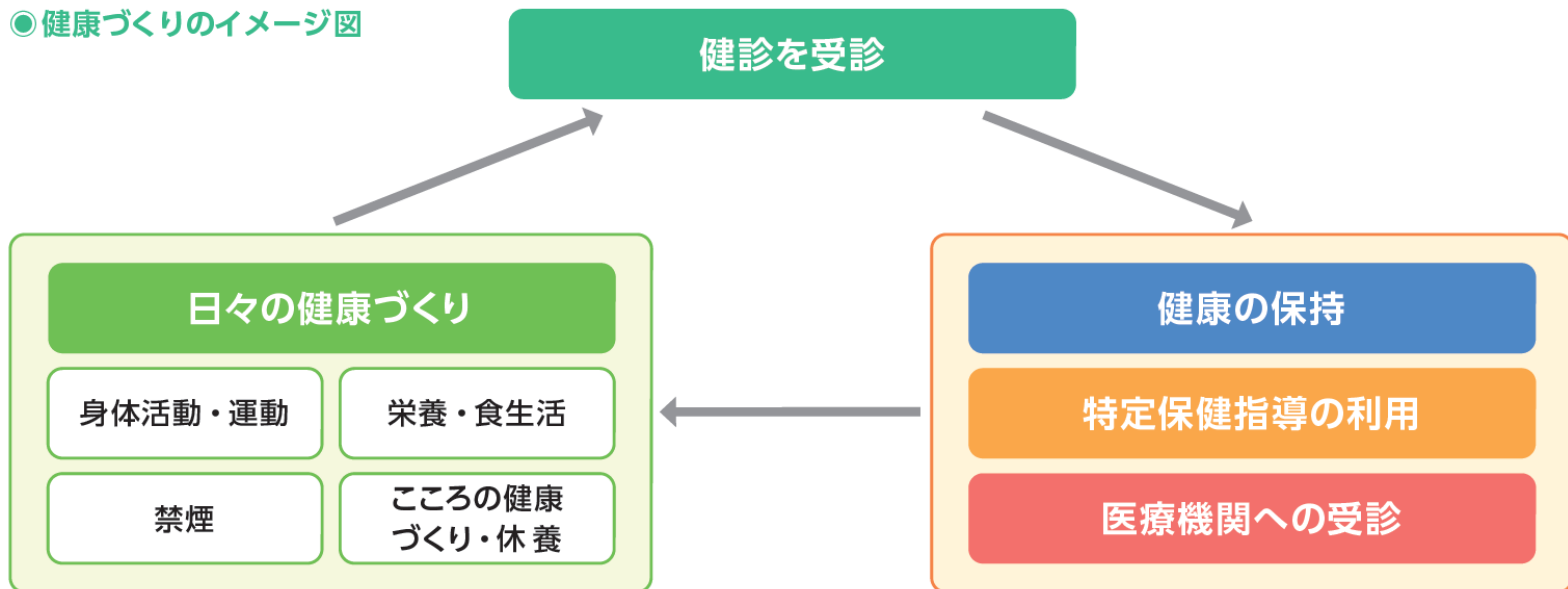


大阪府の健康課題

- ①生活習慣病予防健診・特定健診の受診率、特定保健指導の実施率が低い
- ②健康への関心度が高く、男女とも運動習慣要改善者の割合が低い(良い状態)
- ③男女とも食事要改善者、休養がとれていない者の割合が高い(悪い状態)

健康課題の改善には、健康づくりのサイクルを促す取組が必要

●健康づくりのイメージ図



保険者による予防・健康づくりの推進

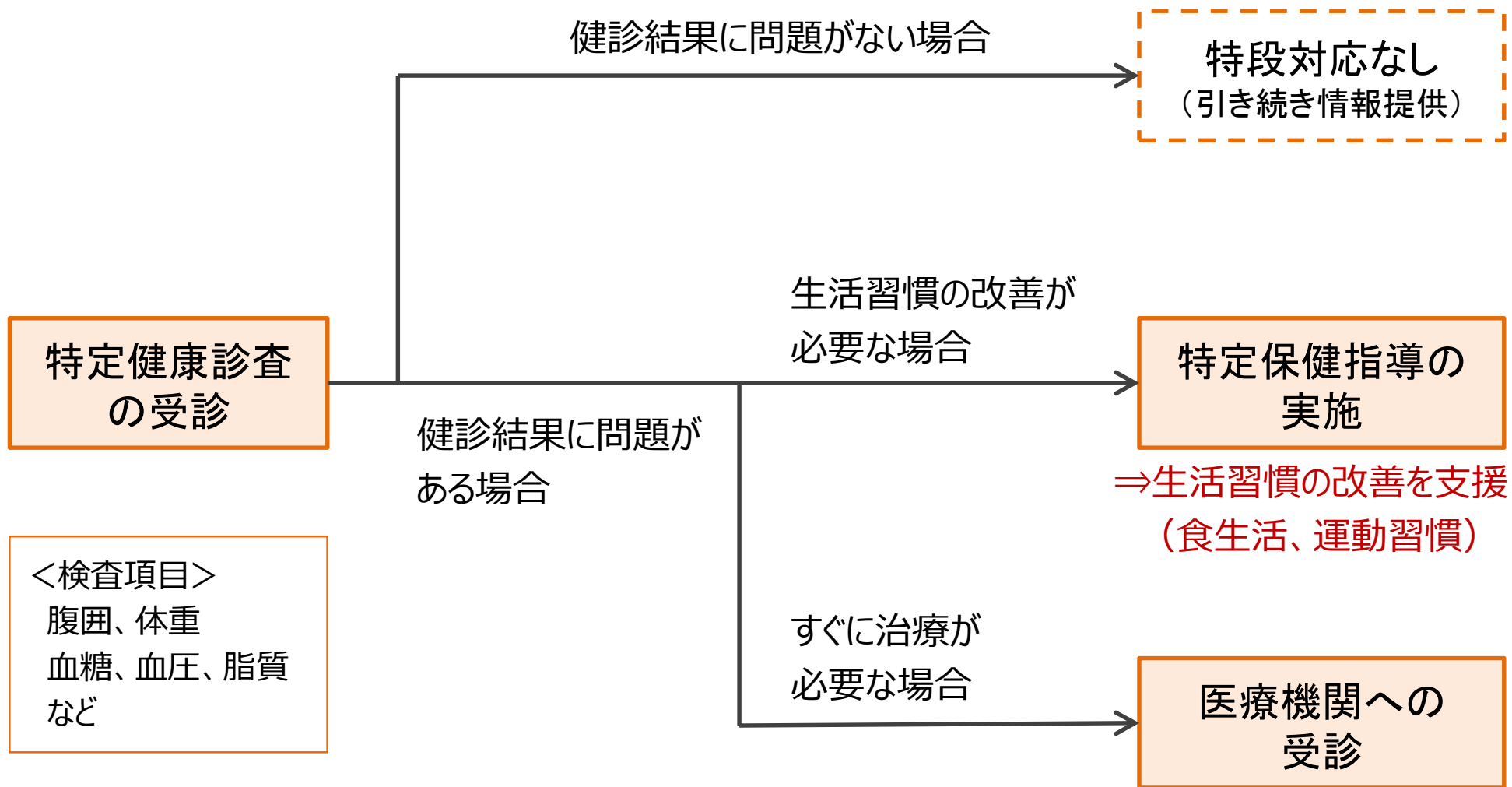
保険者による予防・健康づくりの推進

■日本の健診(検診)制度の概要

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

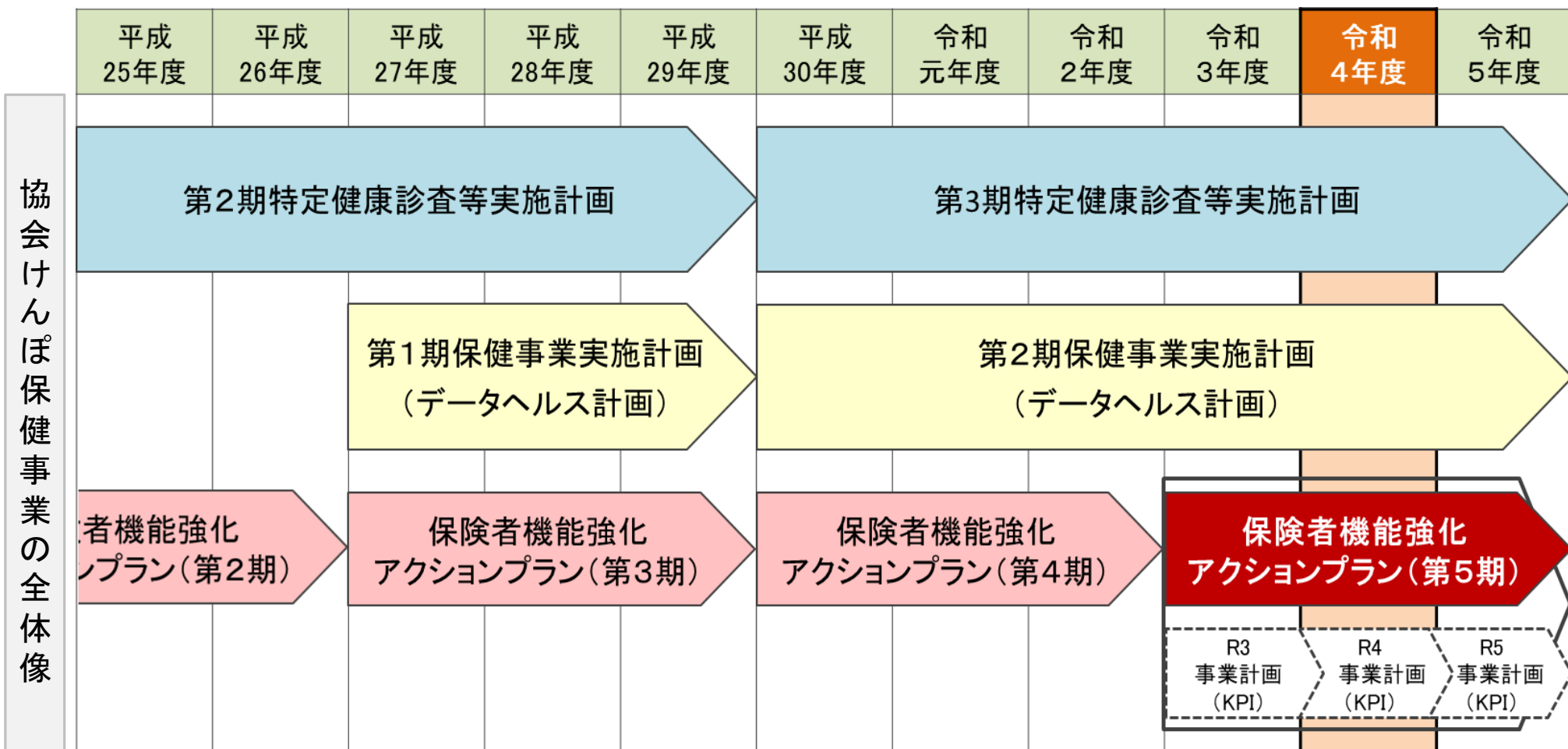
乳幼児等 妊娠・出産後1 年・小学校就学前	<p style="text-align: center;">母子保健法</p> <p>【対象者】 1歳6か月児、3歳児 【実施主体】市町村 <義務> ※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨</p>		
等 児童生徒	<p style="text-align: center;">学校保健安全法</p> <p>【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童 【実施主体】学校(幼稚園から大学までを含む。) <義務></p>		
	被保険者・被扶養者	うち労働者	その他
39歳	<p style="text-align: center;">医療保険各法 (健康保険法、国民健康保険法等)</p> <p>【対象者】 被保険者・被扶養者 【実施主体】保険者 <努力義務></p>	<p style="text-align: center;">労働安全衛生法</p> <p>【対象者】 常時使用する労働者 ※労働者にも受診義務あり 【実施主体】事業者 <事業主義務> ※一定の有害な業務に従事する労働者には 特殊健康診断を実施</p>	<p style="text-align: center;">健康増進法</p> <p>【対象者】 住民(生活保護受給者等を含む) 【実施主体】市町村 <努力義務> 【種類】 ・歯周疾患検診 ・骨粗しょう症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の 非対象者に対する健康診査・保健指導</p>
40歳 74歳	<p style="text-align: center;">高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>【対象者】 加入者 【実施主体】保険者 <義務></p>	<p style="text-align: center;">特定健診</p> <p>※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。</p>	
75歳	<p style="text-align: center;">高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>【対象者】 被保険者 【実施主体】後期高齢者医療広域連合 <努力義務></p>		
がん検診 歯周疾患検診 骨粗しょう症検診 肝炎ウイルス検診	<p>保険者や事業主が任意で実施・助成</p>		
	<p style="text-align: center;">健康増進法</p> <p>【対象者】 一定年齢以上の住民 【がん検診の種類】胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診</p>		

■ 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)・特定保健指導の基本的な流れ



■協会けんぽの保健事業における計画期間と位置づけ

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査等実施計画と「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により健診データやレセプト等のデータ分析に基づき取り組む保健事業実施計画（データヘルス計画）については、協会けんぽの行動計画である保険者機能強化アクションプランのもと、特定健診・特定保健指導に取り組むこととしています。



協会けんぽの保健事業の目的

○協会の基本使命に基づき、加入者の健康度を高めるとともに、医療費等の適正化を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図る。

協会けんぽの保健事業実施における方針

○保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、引き続き「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の推進」、「コラボヘルスの推進」の三本柱で取り組む。また、この3年間の最大のテーマは、「特定健診・特定保健指導の実施率の向上」、「データやアウトカム指標に基づく質の高い特定保健指導及び重症化予防の確立」、「事業所カルテ・健康宣言の標準化」の3点に取り組む。

① 特定健診・特定保健指導の推進

- 被保険者の方を対象に生活習慣病予防健診、被扶養者の方を対象に特定健診を実施
- 地域、年齢特性を考慮した集団健診の実施
- 健診結果から健康の保持に努める必要がある方に特定保健指導を実施

② 重症化予防の対策

- 健診結果とレセプトから疾病リスクの高い者を抽出し、受診勧奨を行う
- 特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症の疾病の悪化を防ぐ
- 虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症などの合併症の発生を抑制する

③ コラボヘルスの推進

（事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組）

- 事業所特有の健康課題等を事業主と協会で共有できるよう、事業所健康度診断シートを提供
- 事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただく健康宣言事業を推進し、事業所の健康づくりの取組を支援

① 特定健診・特定保健指導の推進

① 特定健診・特定保健指導の推進

【健診】

■ 規模別実施状況[被保険者] <経年比較>

被保険者数	大阪				全国
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
100人以上	58.0%	58.6%	58.9%	60.6%	69.5%
50-99人	57.4%	56.7%	57.7%	59.7%	70.3%
10-49人	52.3%	53.1%	54.1%	52.5%	64.4%
5-9人	40.5%	43.4%	45.4%	39.4%	48.5%
5人未満	26.9%	29.1%	30.4%	23.5%	28.8%

■ 業態別実施状況[被保険者] <令和2年度>

業態		大阪	全国
1	複合サービス業	87.5%	87.9%
2	物品賃貸業	72.7%	69.4%
3	その他の運輸業	65.4%	71.2%
...			
40	対個人サービス業	37.9%	48.0%
41	不動産業	36.9%	39.2%
42	医療業・保健衛生	28.6%	48.5%

※実施率の高い業態順

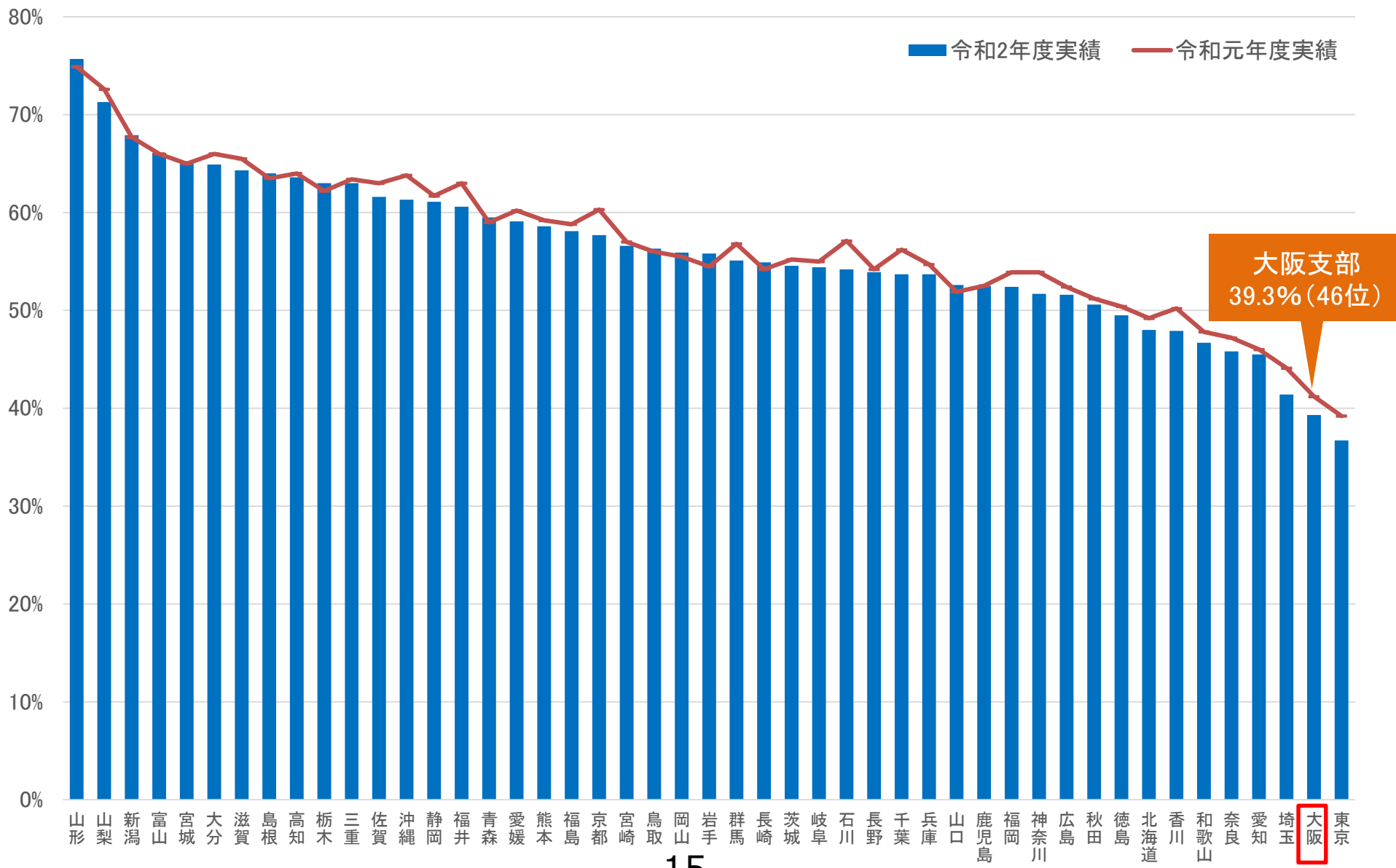
○小規模な事業所の実施率が低く、業態別では医療業・保健衛生、不動産業、対個人サービス業の順に低い状況です。

○全国的に飲食店、不動産業、対個人サービス業は、令和元年度からの落ち込みが大きい。これらの業態の特徴として、小規模事業所などが多く、新型コロナウイルスの影響が大きいと考えられます。

○大都市圏においては、大規模な事業所の実施率が低い要因として、支店等が広い地域に存在することも考えられます。

① 特定健診・特定保健指導の推進

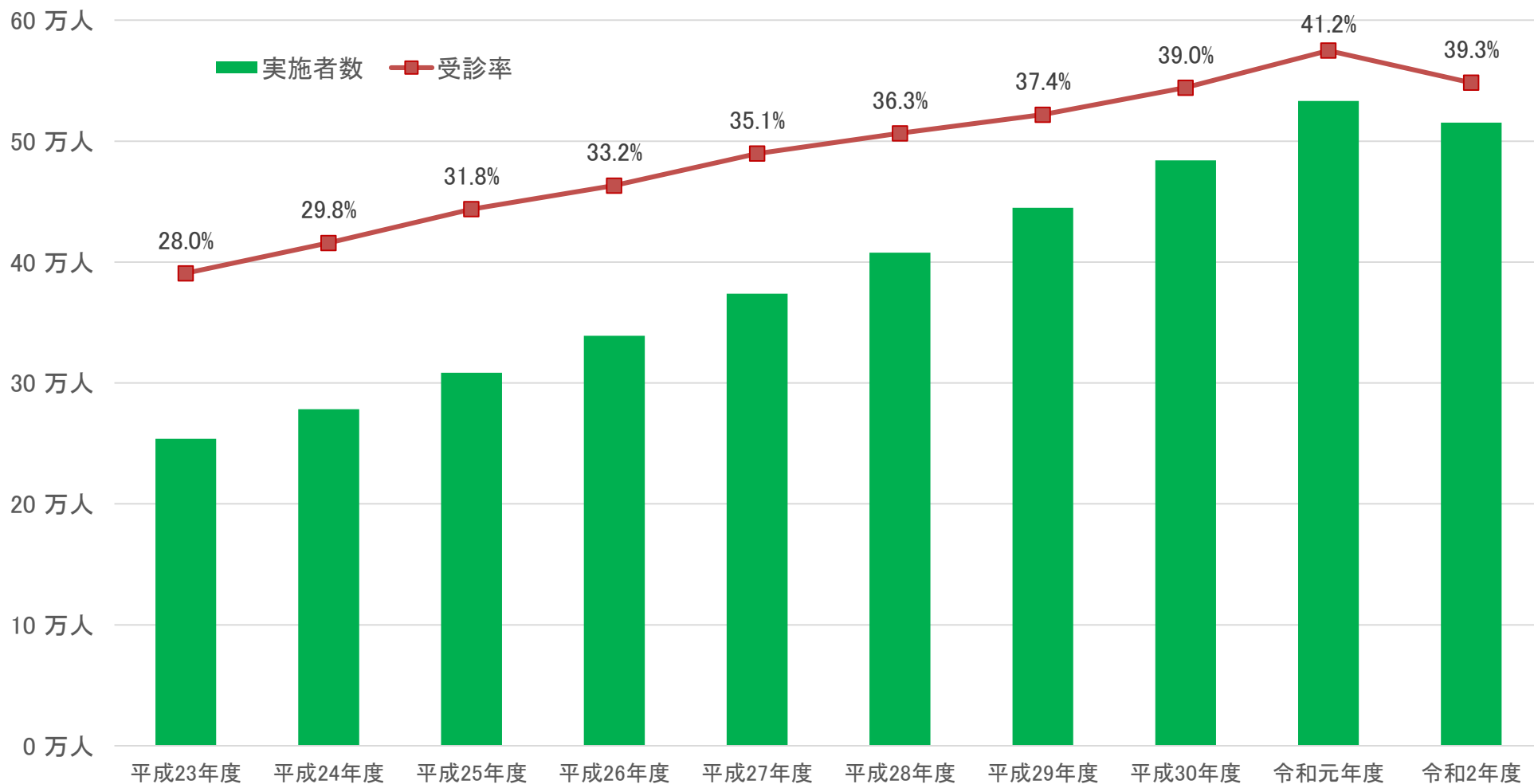
■ 生活習慣病予防健診実施率(全国比較)



① 特定健診・特定保健指導の推進

■ 生活習慣病予防健診実施率の推移(大阪支部)

○令和2年度からは、協会けんぽへの申込みを廃止し、健診機関への申込みだけで受診できるようになり、事業主・加入者の利便性が向上しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者数が大幅に減少しました。緊急事態宣言解除後は回復傾向にありましたが、受診時期の後ろ倒しや感染拡大防止策のための受入体制の縮小等、新型コロナウイルスの影響は令和3年度も続いています。



① 特定健診・特定保健指導の推進

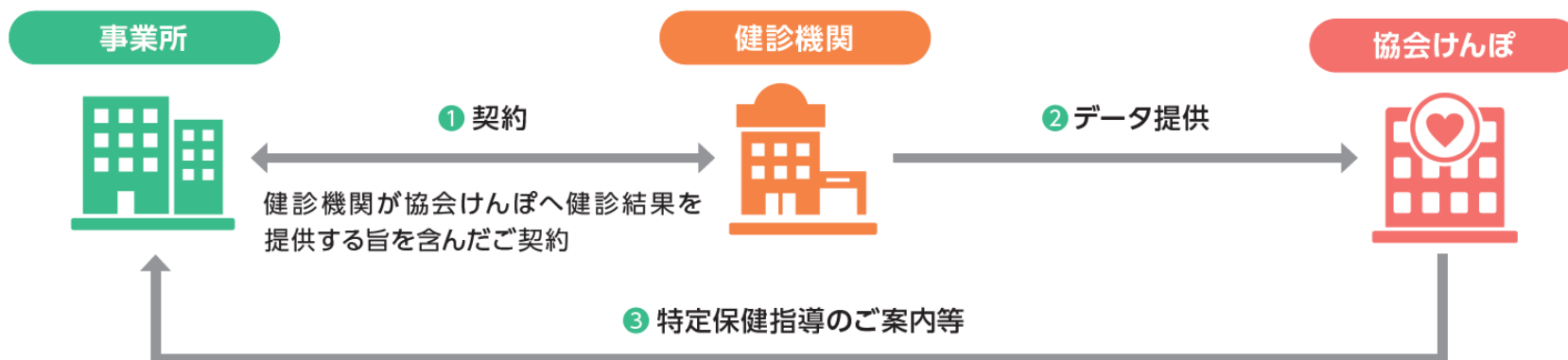
定期健康診断(事業者健診)結果データ取得

○事業主は、労働安全衛生法に基づき、従業員に対して、定期健康診断（事業者健診）を実施しなければならないとされています。「生活習慣病予防健診」を利用されない事業所の場合は、協会けんぽが事業主から事業者健診結果データを取得して、保健師または管理栄養士による特定保健指導を行います。

※事業主が事業者健診結果データを協会けんぽにご提供いただくことは、法律により定められています。事業主が、個人情報の提供について、法的な責任を問われることはありません。

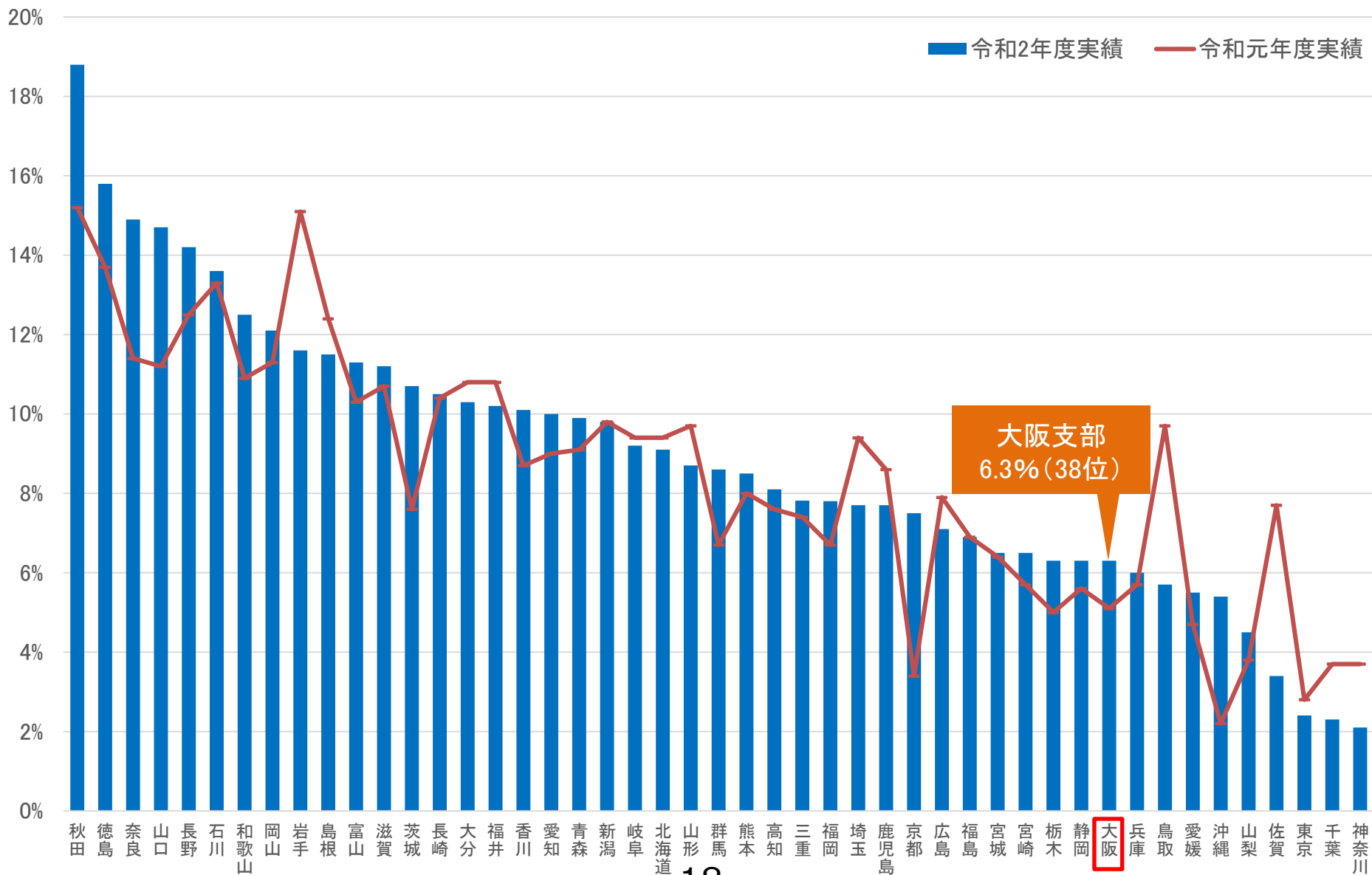
事業者健診結果データ取得の流れ(新しい運用スキーム)

○事業主に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果データを提出することを、あらかじめ契約の中で取り決めることで、これまで事業主から協会けんぽに提出していた同意書（委任状）が不要となり、健診機関から協会けんぽに直接事業者健診結果データを提出することができることとなりました。



① 特定健診・特定保健指導の推進

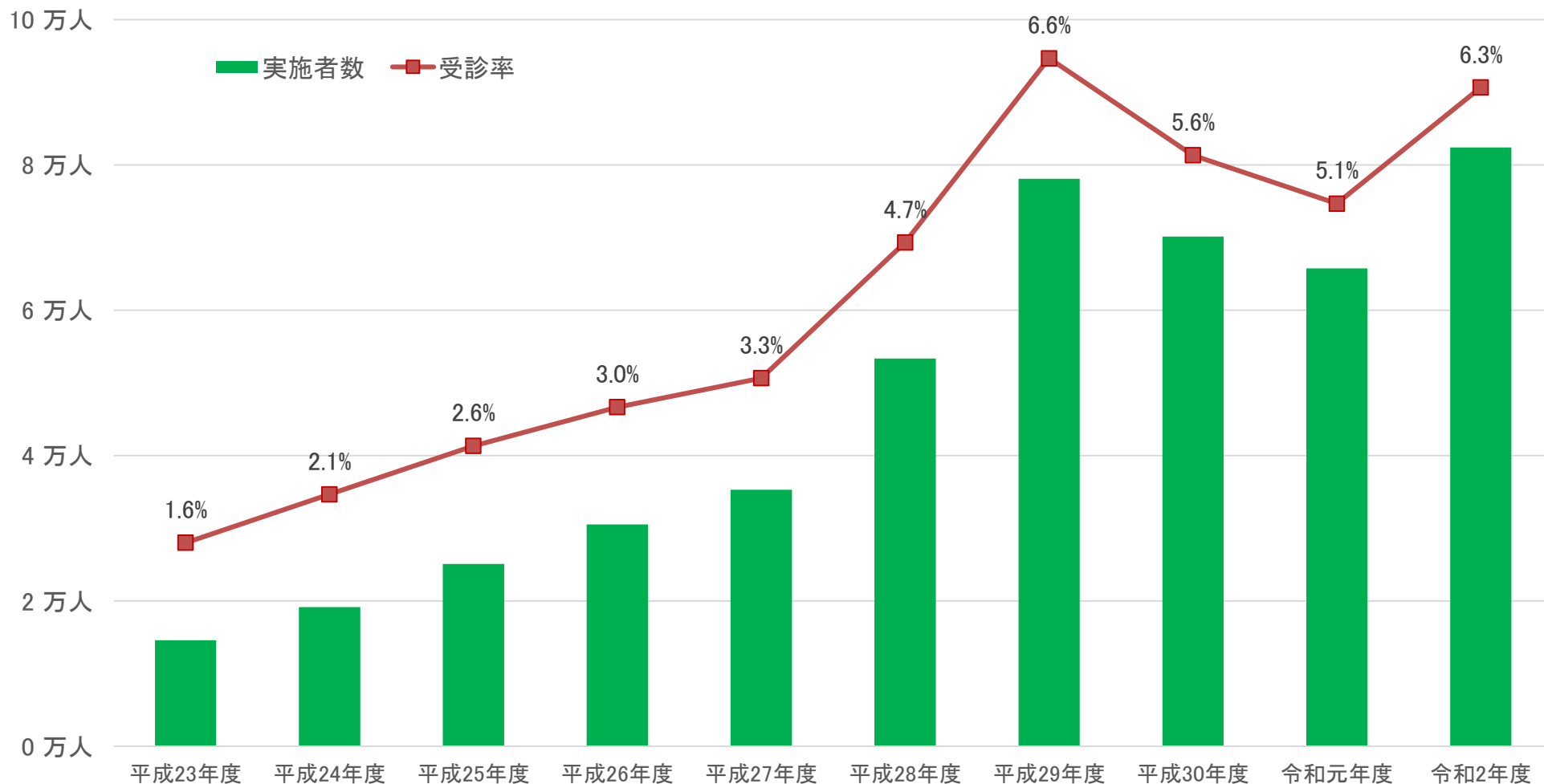
■ 事業者健診データ取得率(全国比較)



① 特定健診・特定保健指導の推進

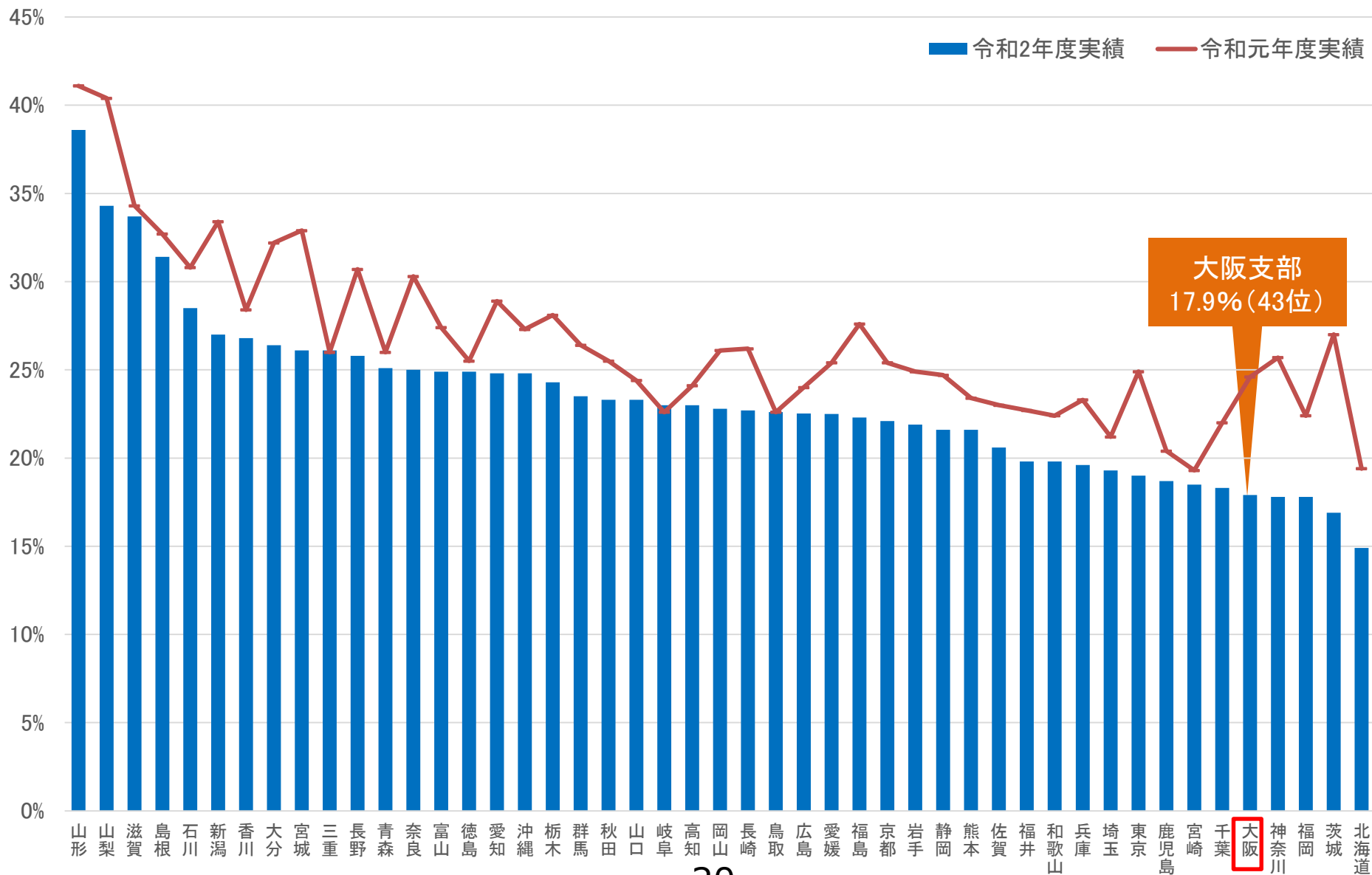
■ 事業者健診データ取得率の推移(大阪支部)

○令和2年12月に厚生労働省からの通知により事業者健診と特定健診の問診・検査項目を一致させたことや、事業主と健診機関との契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに事業者健診データが提供される運用スキームができました。しかし、事業主と健診機関の契約において契約書が取り交わされていないケースが多く、運用スキームが十分に浸透していない状況にあります。



① 特定健診・特定保健指導の推進

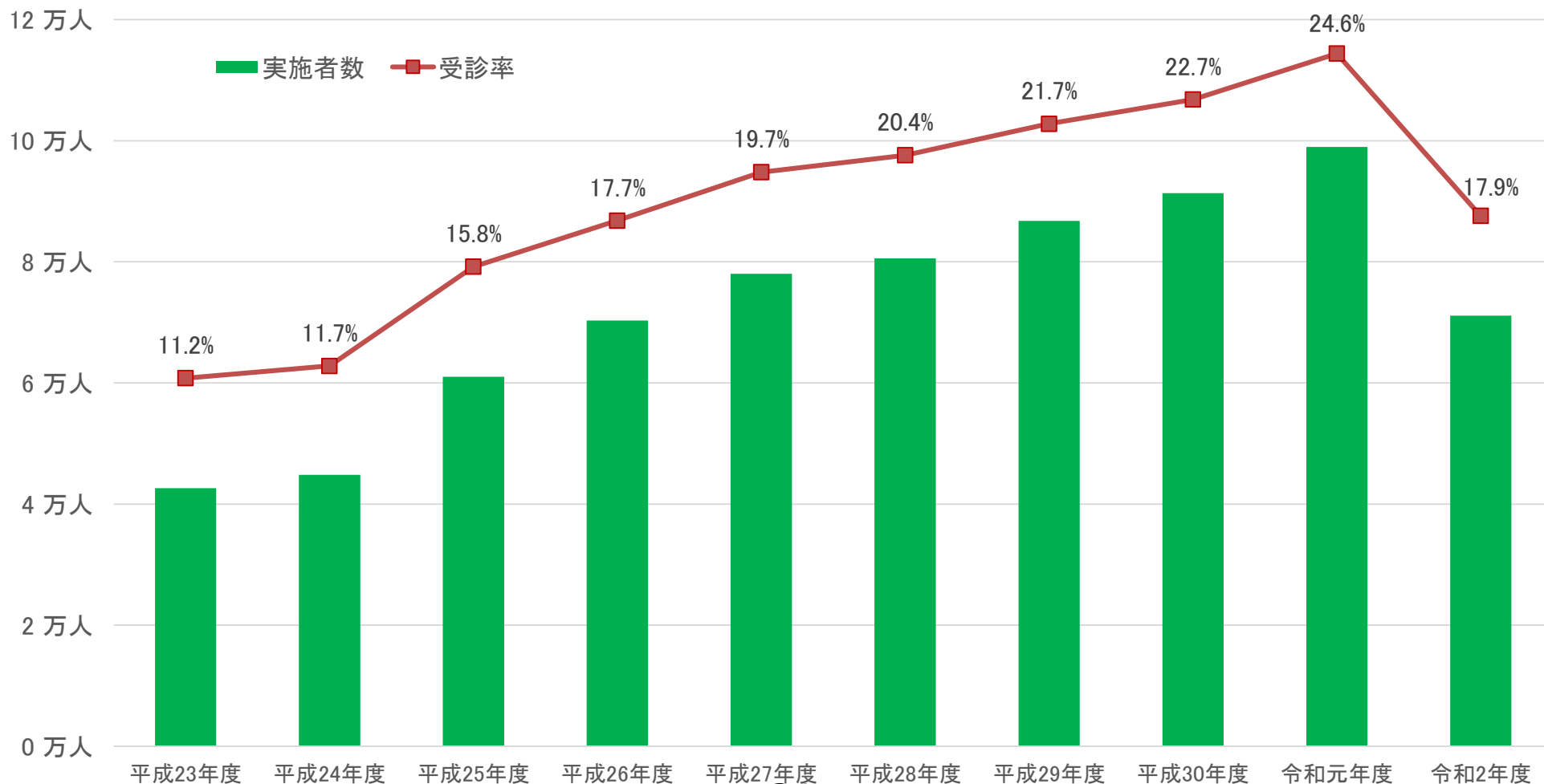
■ 特定健診受診率(全国比較)



① 特定健診・特定保健指導の推進

■ 特定健診受診率の推移(大阪支部)

○令和2年度からは、協会けんぽの負担上限額を引き上げて、自己負担額を軽減または無料化することができましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために健診の一時中止や、協会主催の集団健診を中止したこともあり、大きく落ち込みました。令和3年度は、がん検診との同時実施、協会主催の集団健診、健診機関での個別健診の勧奨等の取組により受診率は回復傾向にあります。



① 特定健診・特定保健指導の推進

【特定保健指導】

■規模別実施状況[被保険者]〈経年比較〉

被保険者数	大阪				全国
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
100人以上	6.4%	7.4%	10.6%	9.1%	12.6%
50-99人	9.5%	11.9%	14.9%	12.1%	15.5%
10-49人	10.8%	12.3%	15.4%	12.1%	16.2%
5-9人	11.1%	12.6%	14.8%	13.4%	15.8%
5人未満	10.9%	11.8%	17.7%	17.6%	16.8%

■業態別実施状況[被保険者]〈令和2年度〉

業態		大阪	全国
1	無店舗小売業	19.5%	15.4%
2	印刷・同関連業	18.8%	21.8%
3	政治・経済・文化団体	17.2%	23.9%
...			
40	娯楽業	6.8%	12.7%
41	道路貨物運送業	6.4%	8.5%
42	複合サービス業	2.8%	20.6%

※実施率の高い業態順

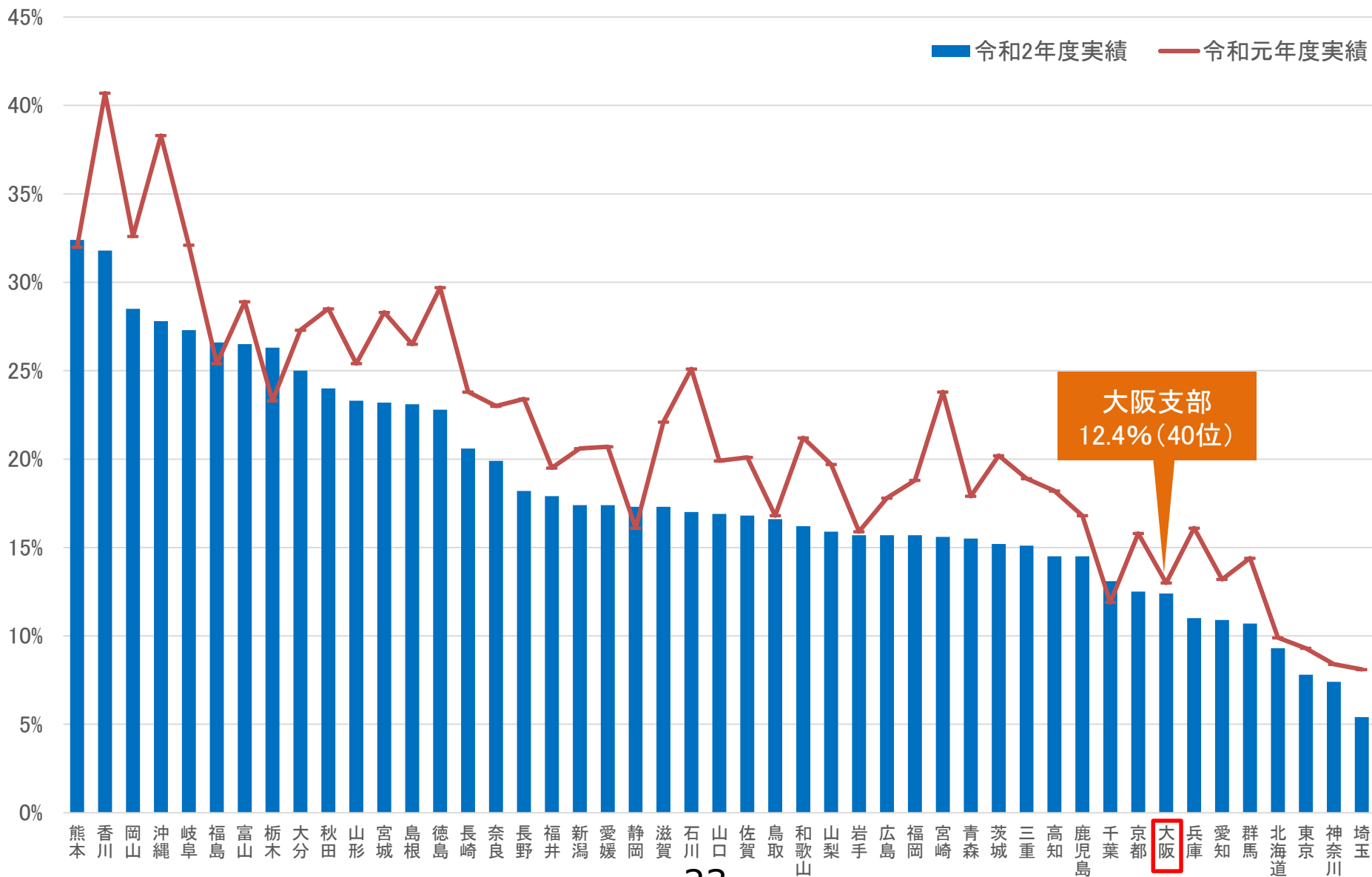
○大規模な事業所の実施率が低く、業態別では複合サービス業、道路貨物運送業、娯楽業の順に低い状況です。

○複合サービス業の実施率は、全国は約20%と高いのですが、大阪は約3%と低い。関西地域の大都市圏では、支店等が広い地域に存在していることで実施率が低くなることが考えられます。

○道路貨物運送業など、職務上の性質から時間や場所に制約の多い業態は実施率が低い傾向にあります。

① 特定健診・特定保健指導の推進

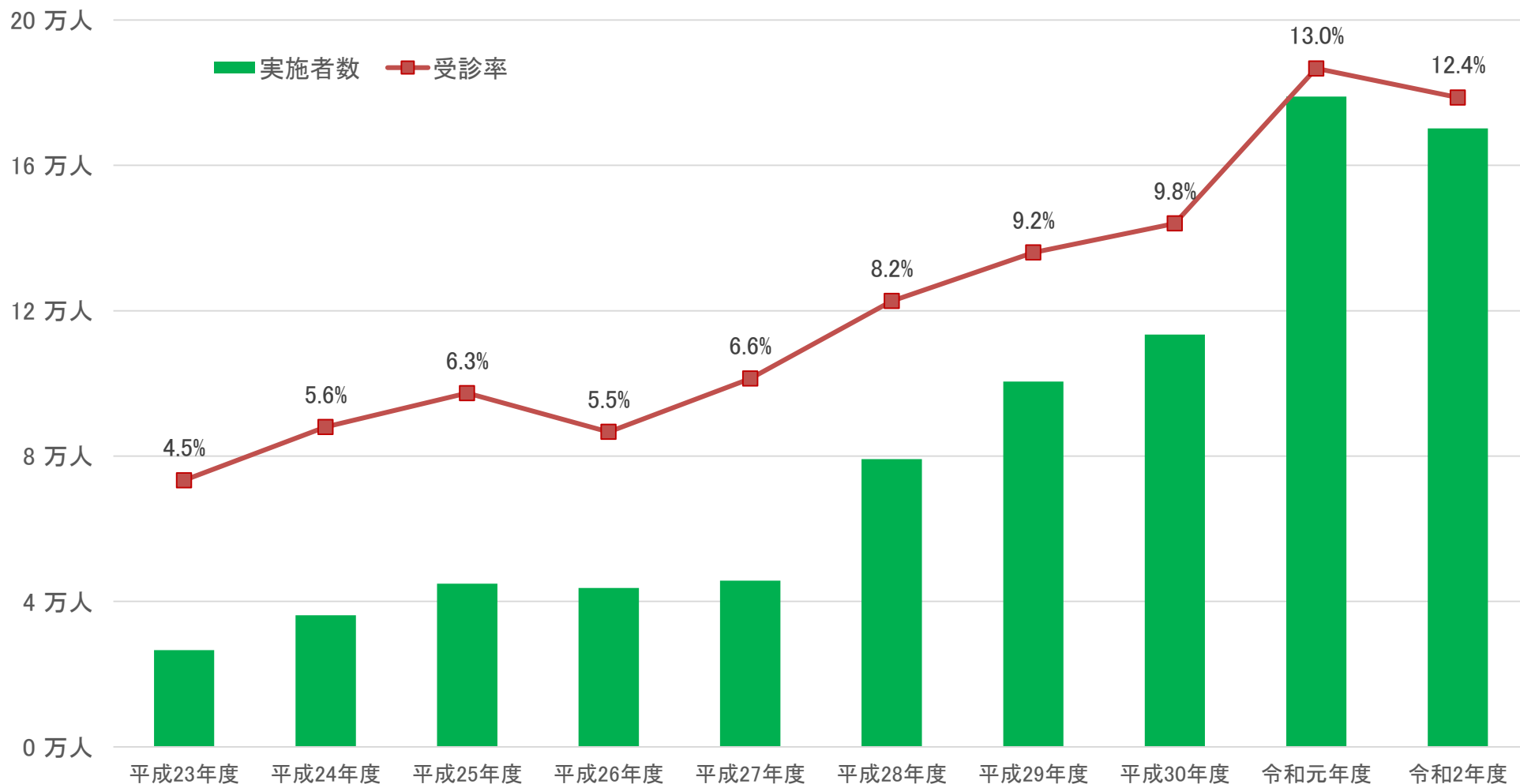
■ 特定保健指導実施率[被保険者]（全国比較）



① 特定健診・特定保健指導の推進

■ 特定保健指導[被保険者]実施率の推移(大阪支部)

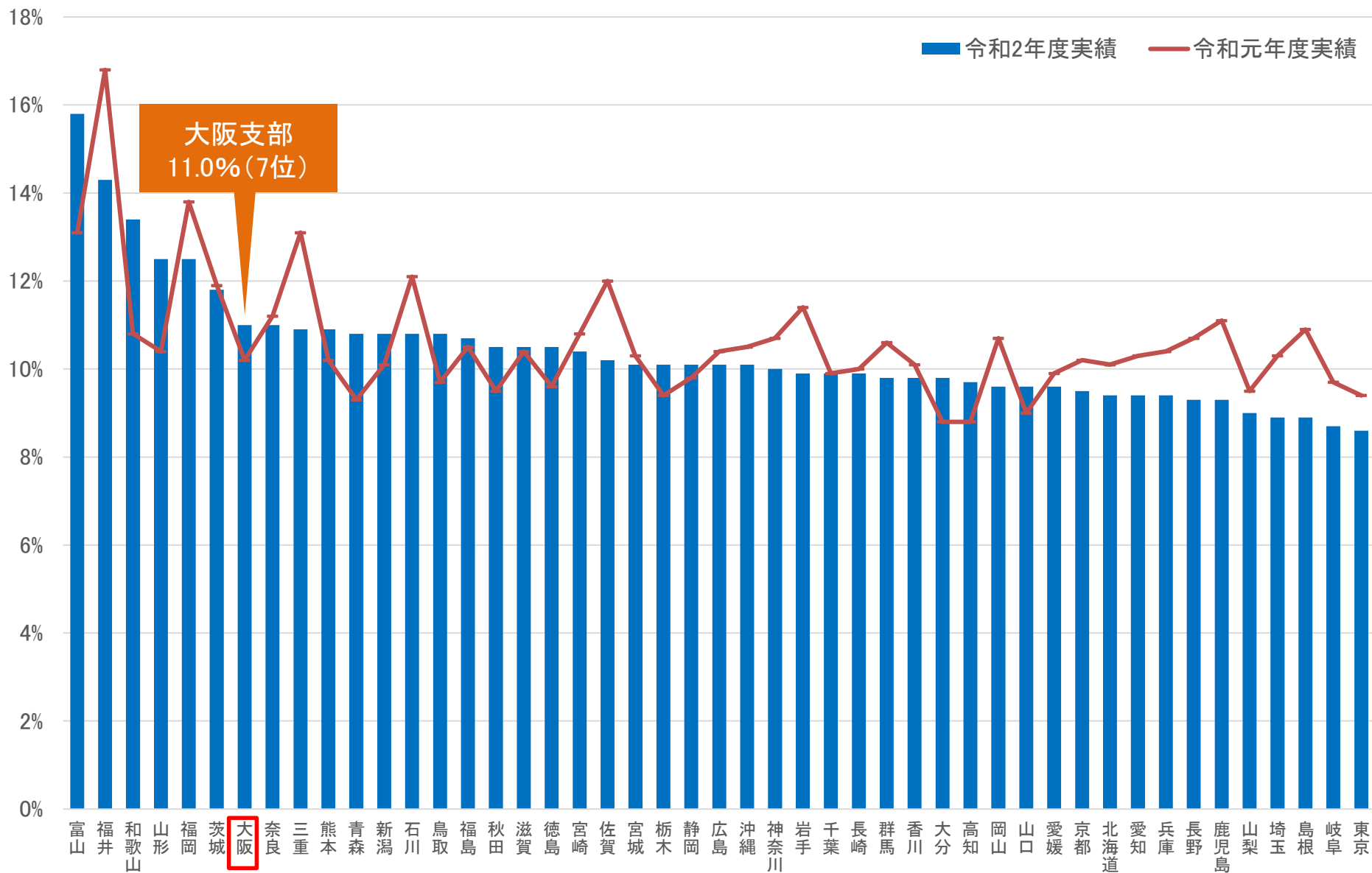
○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面による特定保健指導を中止したため、令和元年度を下回りましたが、感染予防対策のため健診当日の初回面談の利用が増えたことや、委託機関による遠隔面談（ICT）の活用が増えたことで実施率低下が抑制されました。令和3年度は、対面での保健指導の実施が困難な状況が続いていること等により、実施率は横ばいの状態です。



② 重症化予防の対策

② 重症化予防の対策

■ 受診勧奨3か月以内に医療機関を受診した被保険者の割合（全国比較）



② 重症化予防の対策

■ 健診機関による未治療者への受診勧奨(被保険者) <令和2年度>

【協会けんぽと委託契約した健診機関からの受診勧奨実施結果】

※生活習慣病予防健診受診者数 515,325人

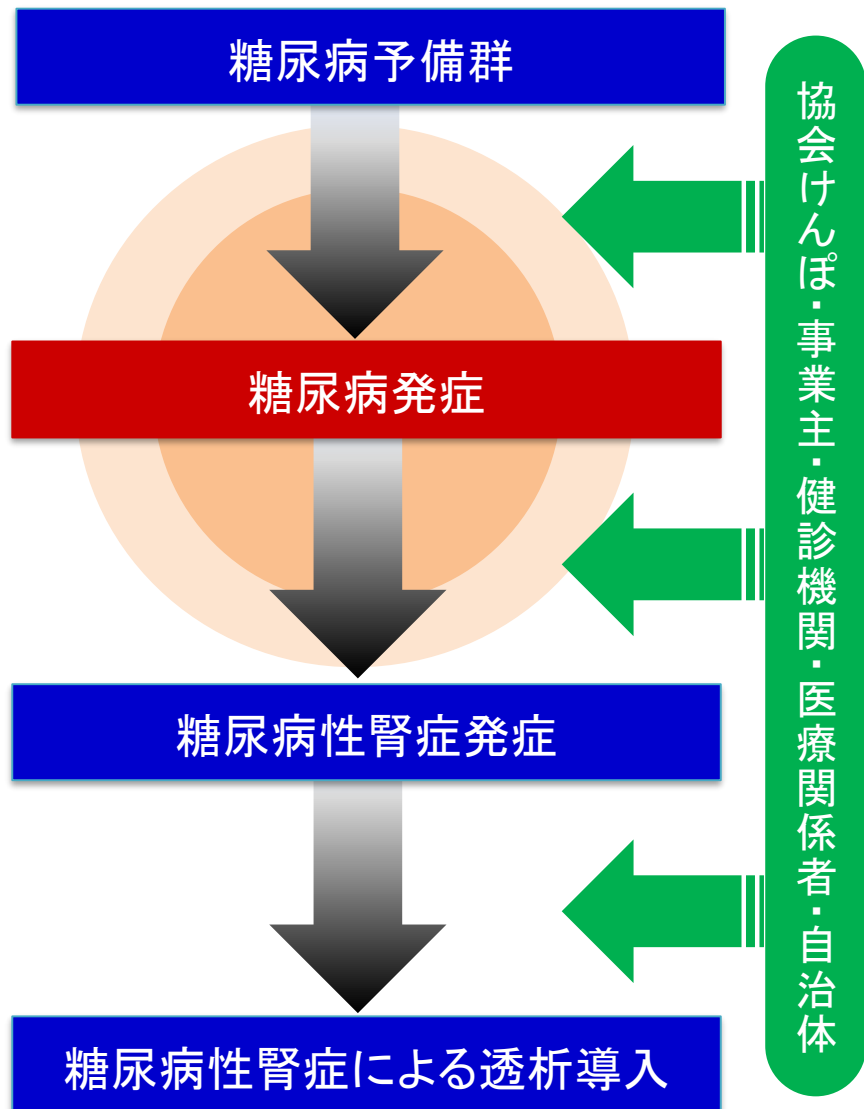
	血圧	血糖	血圧・血糖
受診勧奨の対象者	12,381人	10,411人	1,269人
受診勧奨の実施者	10,370人	5,019人	607人
医療機関への受診者	7,732人	2,245人	302人
医療機関への受診割合	74.6%	44.7%	49.8%

【受診勧奨別の受診結果】

	血圧	血糖	血圧・血糖
健診当日に口頭・文書勧奨	4,933人 47.6%	223人 4.5%	75人 12.4%
健診後に電話・文書勧奨	632人 6.1%	389人 7.7%	93人 15.3%
健診結果に同封して勧奨	2,167人 20.9%	1,633人 32.5%	134人 22.1%

② 重症化予防の対策

○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大等による加入者の医療機関への受診行動の変化、一次勧奨の発送延期などの影響により、全国的に受診率が下がりました。令和3年度は、受診行動も新型コロナウイルス感染症拡大前に戻りつつあるため、引き続き医療機関への受診勧奨により未治療者・治療中断者を確実な医療につなげていきます。



未治療者への受診勧奨

一次勧奨(本部) 健診受診月から概ね6か月後に文書による受診勧奨
二次勧奨(支部) 一次勧奨後に支部から文書・電話による受診勧奨

<大阪支部>

- 二次勧奨(対象者・事業所への文書・電話勧奨)
- 健診機関による早期受診勧奨(要治療・要精密検査)
- 事業主から対象者(従業員)への受診勧奨

糖尿病性腎症患者への重症化予防

糖尿病性腎症患者に対してかかりつけ医と連携した受診勧奨

<大阪支部>

- 糖尿病腎症対象者の治療中断者への受診勧奨
- 大阪府医師会との糖尿病性腎症検討会、大阪府糖尿病対策会議

<大阪支部データヘルス計画の上位目標>

- 糖尿病にかかる被保険者1人当たりの医療費を平成27年度実績(7,626円)以下にする
- 透析治療の新規患者数を平成27年度新規患者数(295名)以下にする

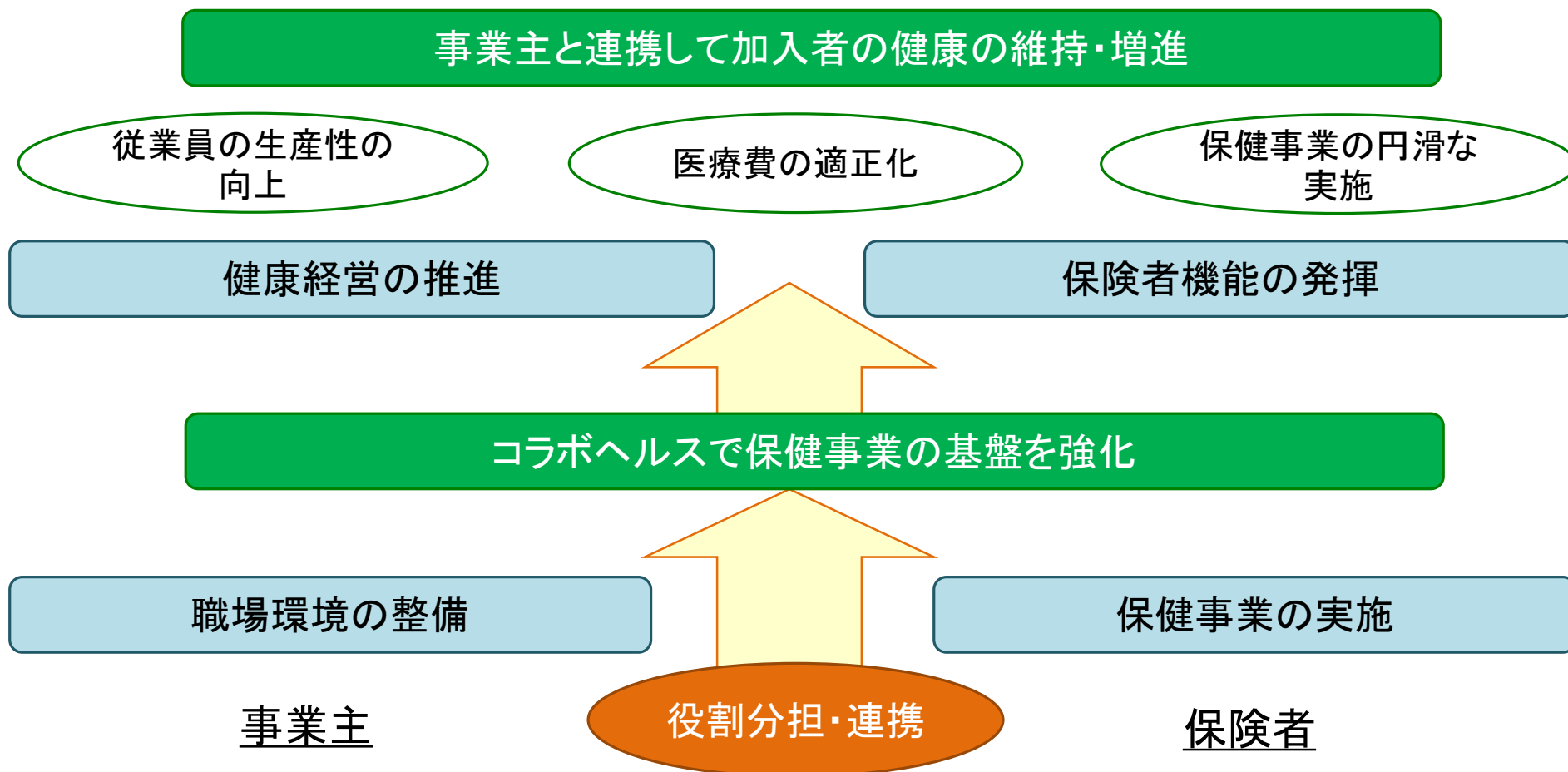
③ コラボヘルスの推進

③ コラボヘルスの推進

コラボヘルスの意義

○保険者と事業主が連携し、保険者は保健事業を実施し、事業主は職場環境を整備するよう役割分担することで、保健事業の基盤を強化。

○そうすることで、保険者による「保険者機能の発揮」と事業主による「健康経営の推進」が同時に実現します。



健康宣言

○健康宣言は、事業所全体で健康づくりに取り組むことを事業主に宣言いただき、事業所の健康づくりの取組を協会がサポート・フォローアップする仕組みとなっており、協会と事業主とが協働・連携（コラボヘルス）することによって、加入者の健康の保持増進を図っていく取組です。

事業主が従業員の健康増進に果たす役割は大きい

事業主の皆さまが従業員の健康に配慮していただき、健診実施率100%に向けた働きかけや、就業時間内に特定保健指導を受けられる環境整備、事業所特有の健康課題の把握と対策等の取組に努めていただくことが重要です。協会けんぽでは、コラボヘルスの一環として「健康宣言」を実施し、事業所における取組を支援しています。

「健康宣言」は、全国の協会けんぽにおいて実施しており、職場における健診・保健指導の実施率向上や、職場の健康課題の解決等に向けて、各地域の自治体や関係団体とも連携するなどし、効果的・効率的に事業所支援を行っています。

健康宣言の流れ

○健康宣言を行うには、取組内容を健康宣言エントリーシートに記入して、協会けんぽにファックスいただきます。後日、事業所あてに健康宣言の証をお送りしますので、事業主から社内外に宣言して職場の健康づくりに取組みます。

①

健康宣言「取り組み項目一覧表」

※各項目は日本健康保険協会が実施する「健康経営優良法人」認定制度に準拠して作成しています

項目	例
必須項目	
1 社員の健診受診率100%	● 健診日以外に健診を行う「見える」会社の健康意識、などを活用し、社員の受診率低下のための年間計画を立てる
2 受診勧奨の取り組み	● 健診日以外の生活習慣病予防健診を実施している場合は、「同意書」にて健診データを提供します
3 ストレスチェックの実施	● 健診日以外に生活習慣病予防健診を活用し、社員全員が健診を受ける機会をつくる
4 管理職または社員に対する教育啓発の取組	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
5 適切な働き方の実現	● ストレスチェックを実施し、メンタル不調者のケア・職場づくりを推進
6 コミュニケーションの促進	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
7 病気の予防と仕事の両立支援	● ストレスチェックを実施し、メンタル不調者のケア・職場づくりを推進
選択項目	
8 保健指導の実施率35%以上	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
9 食生活の改善	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
10 運動機会の推進	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
11 女性の健康保持・増進に向けた取り組み	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
12 社員の健康意識の向上	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
13 長時間労働者への対応	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
14 メンタルヘルス不調者への対応	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
15 従業員の健康増進に合わせた取り組み	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動
16 従業員への健康増進に関する取り組み	● 健診日以外に健診を行うことで健康意識、健診受診率や外部関係者への啓発活動

②

「健康宣言」エントリーシート

※下記の項目にご記入の上、FAXにてご提出ください
※年度ごとの更新手続きはございません(自動更新)

下記項目に記入すること宣言します

1 健康課題に基づいた具体的な目標の設定	2 健康経営の実施率35%以上
3 社員の健診受診率100%	3 食生活の改善
4 受診勧奨の取り組み	4 運動機会の推進
5 ストレスチェックの実施	5 女性の健康保持・増進に向けた取り組み
6 管理職または社員に対する教育啓発の取組	6 社員の健康意識の向上
7 適切な働き方の実現	7 長時間労働者への対応
8 コミュニケーションの促進	8 メンタルヘルス不調者への対応
9 病気の予防と仕事の両立支援	9 従業員の健康増進に合わせた取り組み
10 保健指導の実施率35%以上	10 従業員への健康増進に関する取り組み
11 食生活の改善	11 健康経営の評価・改善に関する取り組み
12 運動機会の推進	
13 女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
14 社員の健康意識の向上	
15 長時間労働者への対応	
16 メンタルヘルス不調者への対応	
17 従業員の健康増進に合わせた取り組み	
18 従業員への健康増進に関する取り組み	

③

全国健康保険協会大阪支部

「健康宣言の証」

〇〇〇〇〇〇〇〇 様

貴事業所を全国健康保険協会大阪支部の定める「健康宣言」事業所として証します

令和〇年〇月〇日
全国健康保険協会大阪支部
支部長 小村 俊一

全国健康保険協会 大阪支部
健康けんぽ

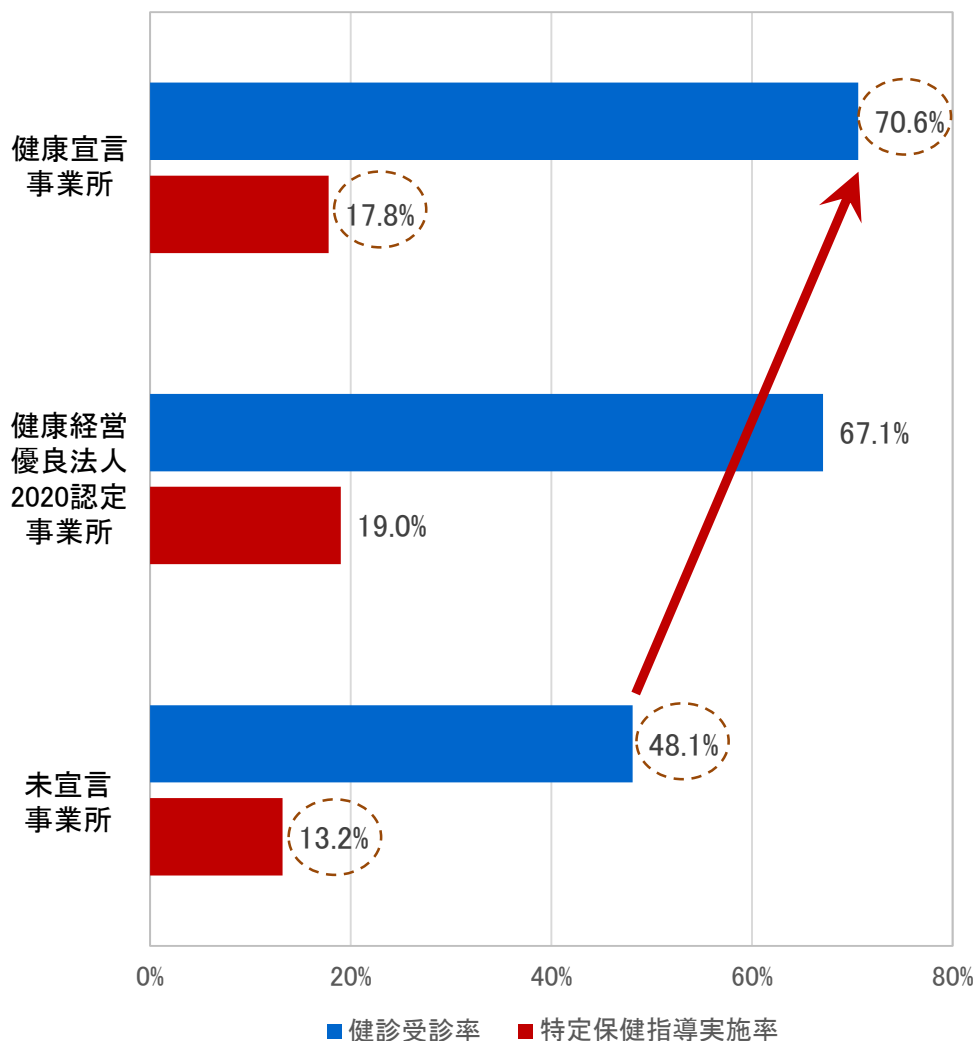
<健康宣言の取組内容>

- 「健診受診率100%」、「特定保健指導の実施率100%」、「受診勧奨の取組」を必須項目として取組みます。
- 「身体活動・運動」、「食生活・栄養」、「たばこ」、「アルコール」等の分野のうち、1つ以上選択して取組みます。
- ➡ 達成できそうな項目や、継続的に実践できる項目を選択することをおすすめします。
- ➡ できる限り具体的な目標（数値）を掲げて健康づくりに取組みます。

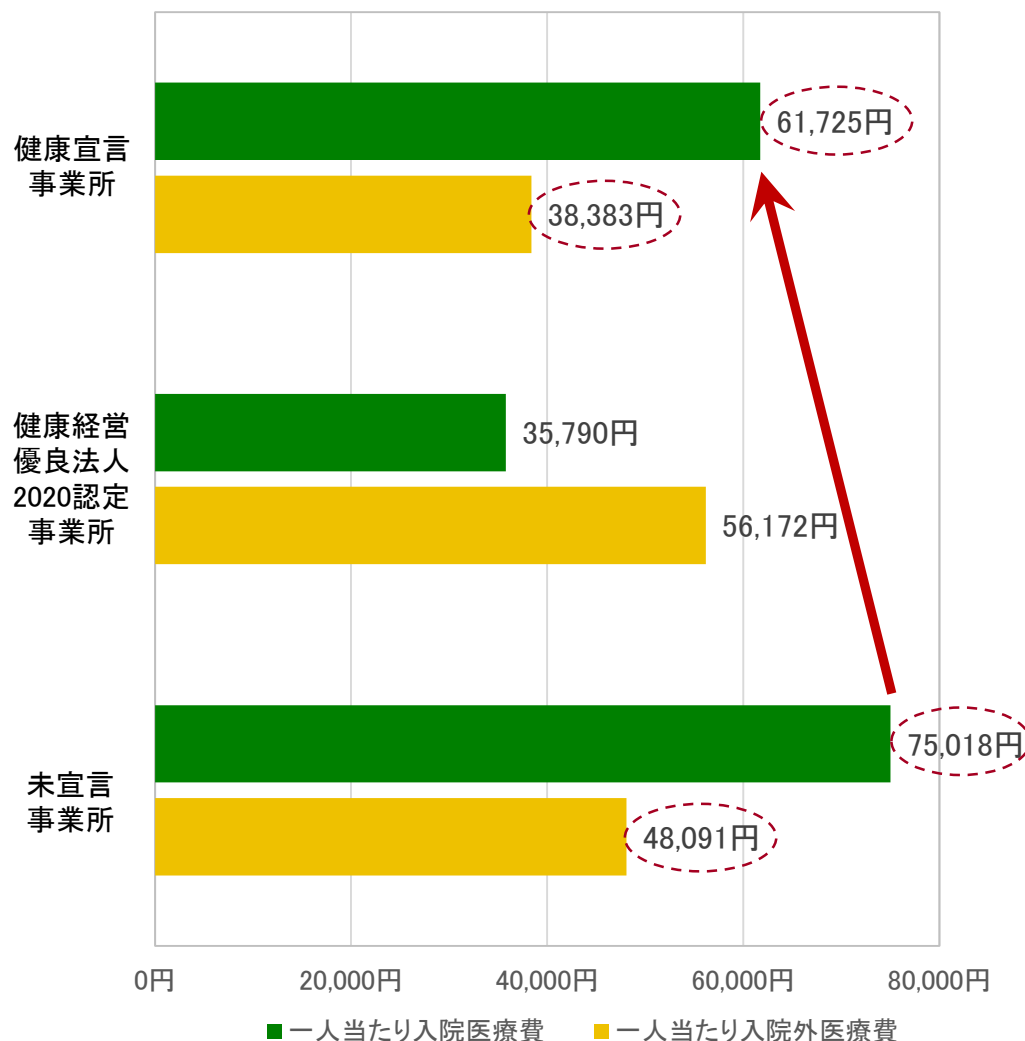
③ コラボヘルスの推進

■ 宣言・未宣言事業所の健診・特定保健指導実施率と一人当たり医療費の比較<令和元年度>

○大阪支部の健康宣言事業所は、未宣言事業所よりも健診・特定保健指導実施率が高い。



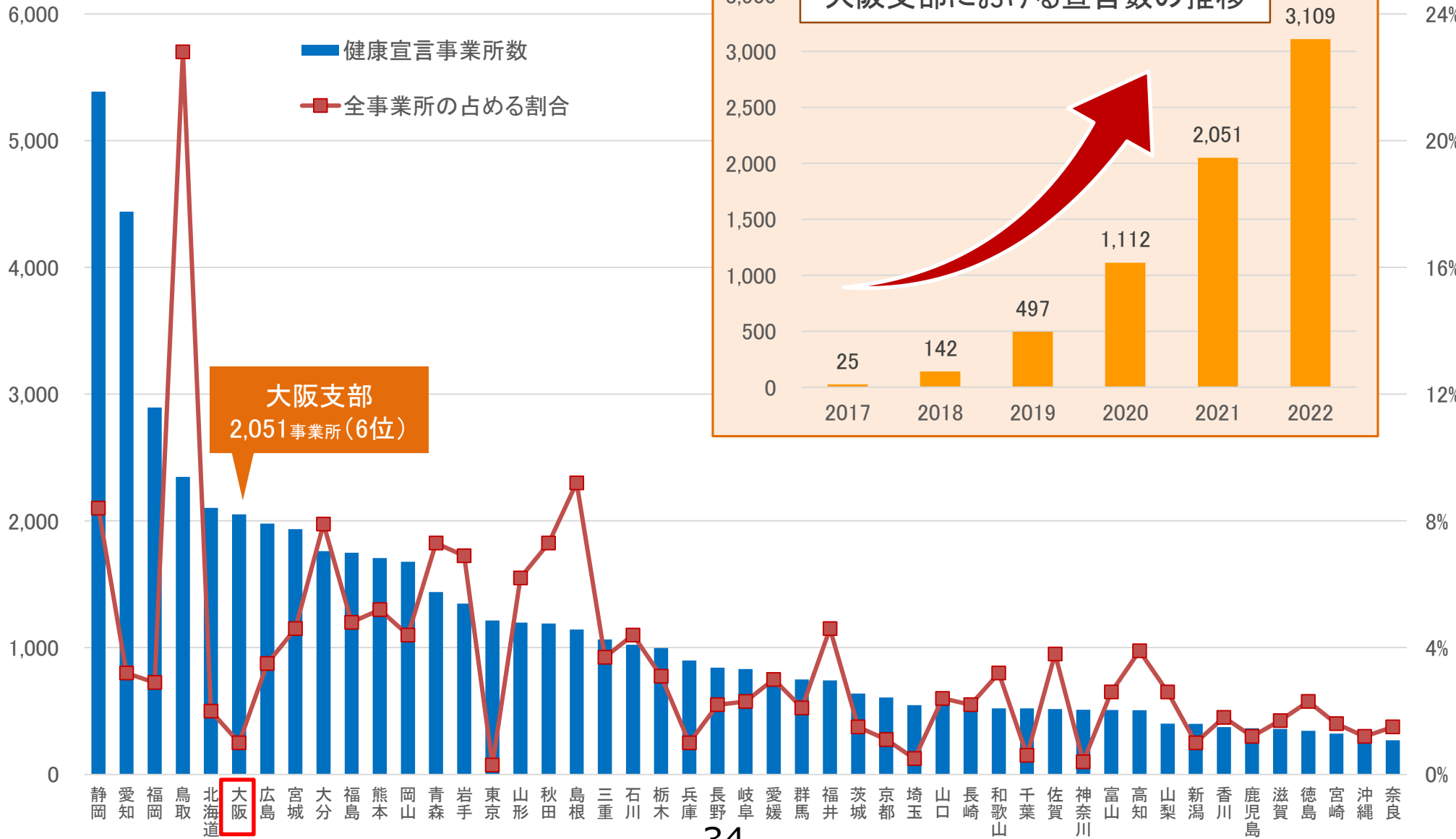
○大阪支部の健康宣言事業所は、未宣言事業所よりも一人当たり医療費（入院・入院外）が低い。



③ コラボヘルスの推進

健康宣言事業所数<令和2年度>

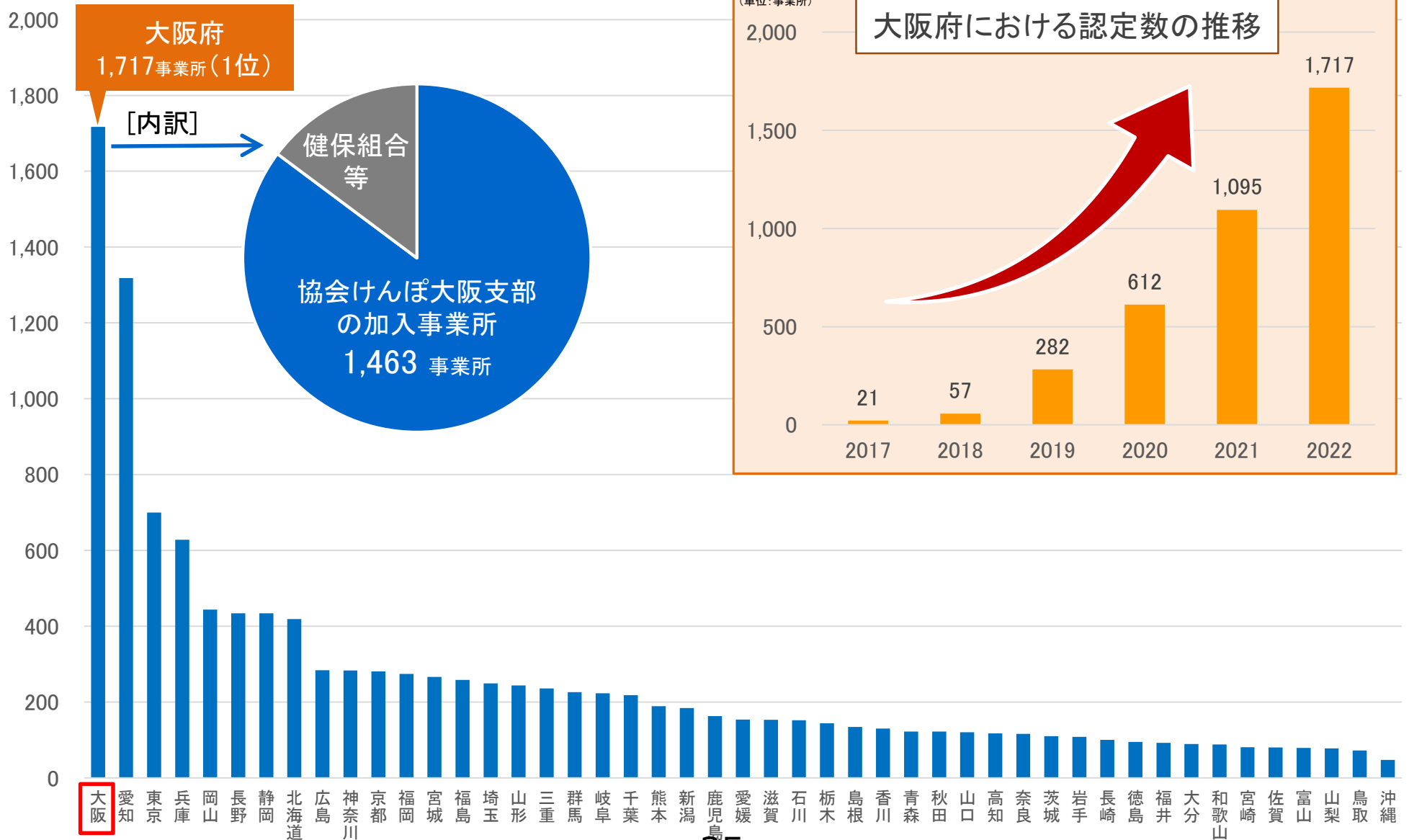
(単位:事業所)



③ コラボヘルスの推進

健康経営優良法人2022(中小規模法人部門)の認定数

(単位:事業所)



○健康無関心層を含めた予防・健康づくりを推進していく上で、幅広い関係者が一体となって取り組む体制の構築・強化が必要不可欠。

○地域・職域において、関係者との相互の効果的な連携事業について検討を進めていく必要がある。

自然に健康になれる環境づくり

健康な食事や運動ができる環境整備

行動変容を促す仕掛け

行動経済学(ナッジ理論等)・インセンティブの活用

新たな手法

疾病予防・重症化予防

環境整備

保険者

医療・介護関係者

自治体

企業・経済団体

保健所

関係省庁・団体

健診機関

その他

幅広い関係者が一体となって
取り組む体制の構築・強化